

令和8年第3回定例会

建設常任委員会記録

令和8年9月24日（木）於 前川新館3階第3会議室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時37分

○出席委員（7名）

7番 工 藤 賢 生 委員	8番 竹 内 博 之 委員	14番 蛭 名 正 樹 委員
19番 野 村 太 郎 委員	22番 蒔 苗 博 英 委員	23番 松 橋 武 史 委員
26番 工 藤 光 志 委員		

○出席理事者（6名）

都市整備部長 神 雅 昭	都市計画課長 小 倉 洋 幸
上下水道部長 高 山 知 己	上下水道部総務課長 笹 広 人
上下水道部総務課主幹 高 屋 憲 幸	上下水道部営業課長 竹 内 伸 幸

○出席事務局職員（2名）

議 事 係 長 工 藤 健 司	書 記 須 藤 弘 毅
-----------------	-------------

【午前10時00分 開会】

○委員長（蛭名正樹委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての2件であります。

初めに、案件1、付託案件の審査を行います。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第82号 弘前市景観条例の一部を改正する条例案

○委員長（蛭名正樹委員） まず、議案第82号弘前市景観条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（神 雅昭） 議案第82号弘前市景観条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、景観法の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うなど、所要の改正をしようと

するものです。

資料の新旧対照表を御覧ください。

本条例は、弘前市における良好な景観を形成するための基本的事項をはじめ、景観法に基づく景観計画の策定や行為の制限、景観重要建造物の指定などの必要な事項を定めているものがあります。

今回の改正内容は、景観法における条項の繰下げ等に伴い、条例内で法第16条第7項を引用している規定について、改正後の法第16条第8項へ改める条項整理を行うものです。具体的には、第10条第4項中の同条第7項各号を同条第8項各号に、第11条中の第16条第7項第11号を第16条第8項第12号に改めようとするものです。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長（蛭名正樹委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○8番（竹内博之委員） 景観法の一部改正に伴っての今回条例改正という御説明がありました。が、そもそも今回の改正とは、具体的に何が改正されて、当市にどのような影響を及ぼすのか。今、さっと調べた感じだと、景観再生事業制度の創設とか景観エリアリノベーションの推進に向けた改正がなされたというふうにあるので、この法改正がもたらす当市への影響みたいなどころを、ちょっと解説していただければ。

○都市計画課長（小倉洋幸） 今、御質疑があった件でございます。

今回の景観法改正に伴って、主だった部分を詳しく申し上げますと、景観計画区域内において建築物の建築とか工作物を設置する際は市町村長に届けなければならないというものが、もともとの条例の改正された部分、影響を受ける部分でございます。この法改正の中で、官民連携によるまちづくりとか、景観再生事業を円滑に進めるため、重複する手続をワンストップ化するというものが主なものでございます。

実際のところ、この制度につきましては、市では取り入れていないものでございますけれども、ここの部分についてもう少し詳しく申し上げますと、景観整備推進法人というものが新たに創設されました。この部分につきましては、東北では岩手県と奥州市が指定している法人があり、今までであればNPO法人や一般社団法人などといったものが成り手になっていたのですが、今後はこれらだけではなくて、やはりその資金面とか運用面においても、まちづくり会社とか個人、個人の会社、株式会社等が指定されることができるようになりました。

この中で、例えば市が指定した景観整備推進法人と所有者が協定を結ぶことが、いわゆる再生協定というものであり、その再生協定を受けて、今後、例えばまちづくり会社が老朽化した歴史的な建造物などといったものをリノベーションするとか活用していく上での整備が整ったものです。そうなれば、所有者に代わって法人なり会社が市と協議をしていきながら、まちづくりを進めていくといった制度が創設されたものになります。

今回の条例案においてはこの部分は出てこないのですが、本来であればこういった手続をする上では、先ほど申し上げました景観法の法的な手続を進めなければならないところが、適用除外になるといったことができるというような改正になっております。

○委員長（蛭名正樹委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第83号 弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（蛭名正樹委員） 次に、議案第83号弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（高山知己） 議案第83号弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、地方公営企業法の規定に基づき、水道事業の事業計画変更に伴う給水人口等の変更や下水道事業に係る下水道処理区域を縮小するほか、同法の一部改正に伴い、業務の状況を説明する書類の提出回数を見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

資料1-1、水道事業に関する条例改正説明資料を御覧ください。

「1. 改正経緯」につきましては、令和7年2月21日に水道法第10条に規定する浄水方法の変更による事業計画の変更を行うこととなり、これに合わせて同時に事業計画書記載の給水人口及び1日最大給水量を計画目標年度の数値に更新し、国土交通省へ届け出たことから、条例に規定している項目について改正するものであります。

次に、「2. 改正内容」につきましては、計画目標年度を令和13年度までとした事業計画書により、事業変更を届け出たことから、給水人口及び1日最大給水量を当該事業計画期間内で最大となる令和6年度の数値に規定するものであります。改正する数値でございますが、下の新旧対照表の赤字の部分で改正しようとするものであります。

資料1-2、下水道事業に関する条例改正説明資料を御覧ください。

「1. 改正経緯」につきましては、人口減少等に伴う下水道使用料収入の減収や老朽管の更新に係る維持管理費用の増大により、下水道事業の経営は大変厳しい状況となっております。また、青森県が策定している青森県汚水処理施設整備構想においても、汚水処理の早期概成や持続可能な事業運営を推進するよう示されております。具体的な取組として下水道計画区域の見直し、早期・低コスト型の手法を導入した整備促進、浄化槽処理促進区域の指定が挙げられております。

下水道事業区域内の下水道未整備エリアに対して整備費用と使用料収入の差を試算したところ、整備費用が使用料収入を上回る、いわゆる赤字となる箇所があることから、整備を行ったとしても経費回収の見込みが立たない箇所の汚水処理方針の見直しを行い、処理区域を縮小しております。

以上のことから、弘前市公共下水道事業及び弘前市特定環境保全公共下水道事業の百沢処理

区及び常盤野処理区において、下水道法第4条に基づく事業計画の変更協議を令和8年3月11日に青森県へ申出をし、令和8年3月16日で変更協議が完了したことから、改正するものであります。

次に、「2. 改正内容」になりますが、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道の2件につきましては、事業計画目標年度とした令和14年度の数値で、処理区域面積、処理人口及び1日最大汚水量を規定するものであります。改正する数値でございますが、下の新旧対照表の赤字の部分で改正しようとするものであります。

なお、今回の事業計画変更に伴い下水道の処理区域外となった箇所は、上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業補助金の対象区域としております。こちらの補助金については、下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理になることで増加する個人負担軽減のために実施している事業となります。このほか、第16次地方分権一括法の公布を受けた地方公営企業法の一部改正に伴い、地方公営企業の業務の状況を説明する書類の提出が年2回以上から、年1回以上に緩和されたことから、当該書類の提出及び公表を年1回に見直ししようとするものであります。

本改正により、公営企業の経営に関する情報提供体制を体系的に整理し、上下水道事業に対する市民の理解向上につなげたいと考えております。

資料2につきましては、弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の今回の改正部分に係る新旧対照表となっておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

資料3-1、3-2は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の位置図となり、黄色で着色された箇所を縮小しておりますので、併せて御参照くださるようお願いいたします。

最後に、条例改正の施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。ただし、業務の状況を説明する書類の提出に関する改正につきましては、令和9年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（蛭名正樹委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○19番（野村太郎委員） 御説明ありがとうございます。人口減少社会になるのはやむを得ないのですけれども、特に下水道に関しては、整備計画が縮小されるということで、現状もまだ浄化槽ということで、下水道の整備を希望している方がいらっしゃると思うのですけれども。

事業計画縮小区域が黄色で示されたところだということで、まずお聞きしたいのが、この中の現在の世帯数はどれぐらいになるものなのでしょうかということです。

○上下水道部総務課主幹（高屋憲幸） 黄色のエリアの世帯数なのですけれども、約450世帯です。

○19番（野村太郎委員） 約450世帯というとなかなかの規模、結構大きな町会一つぐらいの大きさになると思うのですけれども。実際、下水道が来ると思っていたら、来なくなったということになると思うので、これは約450世帯の生活にはかなりの影響があると思うのですけれども。現状、ここで変更してしまうわけで、もう変更してしまいましたとなると思うのですけれども。そこに対する説明というか、住民の理解を得るために、どういうふうなことを考えていらっしゃるのか。納得が得られたからこうなっているのかということをお願いします。

○上下水道部総務課主幹（高屋憲幸） この下水道の事業計画を変更する作業中に、この黄色となるエリアの人たちに個別に訪問して説明をしております。我々職員が個別に訪問する前に、こういう理由で地区を歩いて説明しに参りますということを町会長に説明して、その後、各対

象となる方々に説明します。留守の方もいらっしゃるしますので、そういった方々にはチラシを配って回って、チラシを見た人たちの問合せに対応したということはありません。

今回はないけれども、事業計画変更により下水道本管が入らないという場所になってしまい、合併処理浄化槽を設置するという対応になるとときには、少しでも負担を減らせるような補助金も上下水道部のほうで考えておりますという説明をしております。本管が入らないということと、その代わりに合併処理浄化槽の補助が出ますよということの二つを説明しております。

○19番（野村太郎委員） 説明をされたということなのですが、その中で強い拒否反応というようなものはなかったものか、最後、これだけお聞きします。

○上下水道部総務課主幹（高屋憲幸） 私も説明に行ったのですが、通りの人たちのところには本管が入っているのですが、そこから1本奥のほうの方々の中には、「俺たちのところには本管が入らないのか」「何年も前から要望されているのだけれどな」と言う方がいらっしゃいました。ただ、弘前市上下水道部の経営状況について説明をしたところ、「説明の内容は分かった」「そうか」という方もいらっしゃいました。

○7番（工藤賢生委員） 水道法も下水道法も同じだけれども、今、事業計画を変更することなのだけれども。この事業計画の変更にあたって、例えば、今より何%低くなれば、事業計画変更の手続を取るとか、多分毎年数値が減少していく形になると思うのだけれども、毎年このようにしていくのか、どういうふうになっているのでしょうか。

○上下水道部総務課主幹（高屋憲幸） 事業計画の変更は、5年ごとに見直しとなっています。事業期間が5年ごとに更新していきますので、期限が切れる一、二年ぐらい前のタイミングで次の更新が来て、増やす・減らすの検討をしております。

○7番（工藤賢生委員） あくまでも数であって、面積や人口には関わりなく、5年ごとに変更という理解でいいか。

○上下水道部総務課主幹（高屋憲幸） 計画は5年ごとということが決められております。ただ、その更新をする前に人口を予測しますし、先ほど説明された下水道使用料収入に対する整備費用を考慮して狭くしよう、逆に今後、例えば開発とかがされるので広げていこうというふうな検討を一、二年ぐらい前から判断して、ここを増やす・減らすというふうなことを考えています。

○委員長（蛭名正樹委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第84号 弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案

○委員長（蛭名正樹委員） 最後に、議案第84号弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（高山知己） 議案第84号弘前市下水道条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、災害その他非常の場合における給水装置工事や排水設備工事の円滑な実施を図るため、他の地方公共団体の長等の指定を受けている工事業者による工事を可能とするなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、条例改正の背景や主たる改正内容について御説明申し上げます。

まず、条例改正の背景について御説明いたします。

令和6年1月に発生した能登半島地震の被災地において、地元の工事業者が被災したことや被災による工事需要が集中したことにより工事業者の確保が困難な状況になり、給水装置や排水設備の復旧が大幅に遅れたことを受け、国土交通省から条例改正について検討するよう通知がありました。

本市の現行条例では、宅内配管工事を行う工事業者は、本市が指定した給水装置工事事業者や排水設備工事事業者しか工事を行うことができない規定となっております。このことから、今回の国土交通省の通知を踏まえ、災害その他非常の場合に限り、他の地方公共団体の長等が指定した工事業者も宅内配管工事を行うことができるよう条例改正を行い、市民生活の早期正常化を図ろうとするものです。

次に、条例の主たる改正内容について御説明いたします。

弘前市下水道条例、弘前市農業集落排水処理施設条例及び弘前市水道事業給水条例のそれぞれに、ただし書を追加し、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長等が指定した工事業者が工事を行うことができるよう改正するものです。

そのほか、この改正に伴い必要となる字句の整理については、議案に記載のとおりとなっております。

最後に、本条例の施行は、公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○委員長（蛭名正樹委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○19番（野村太郎委員） 説明ありがとうございました。

要するに、いろいろな災害があつて市内の業者を指定できなくなって、それで復旧のためにほかの自治体から業者を呼んできてやってもらうということを可能にする条例改正ということと受け止めたのですけれども。

弘前市の水道とか下水道の業者に指定する基準というものがあると思うのですよ。例えば青森県内の他の自治体とかあるいは秋田県、岩手県などといった他県の自治体においてもそういう基準で指定しているのですけれども、その基準の内容には結構ばらつきがあるものなのか、日本国内では大体同じなのかということを質疑の前提として聞きたい。

○上下水道部営業課長（竹内伸幸） 指定の基準は全国一律の基準で、給水装置工事主任技術者の配置、それから水道法施行規則で定める機械器具の保有、欠格要件に該当しないものでござ

います。それから、下水道のほうであれば他事業体の指定状況等を確認の上、許可することになるのですが、おおむね全国同じような感じで、排水設備工事の責任技術者及び排水設備工事配管工を2人以上選任配置し、必要な機械器具を保有、県内に営業所を有していること、欠格要件に該当しないものとなります。

○19番（野村太郎委員）　そういうことであれば、県内だけではなくて、県を越えてもできるということだと思うのですが、運用基準として、実務の基準として、それこそ市内の業者が全滅してしまった場合はさすがにやらなければ駄目だけれども、この規制緩和というものを発動する基準として、市内の業者がどれぐらいなくなってしまうたらこうなるということを、現状でどのように考えていらっしゃるのか最後にお聞きしたい。

○上下水道部営業課長（竹内伸幸）　まずは、市内の業者が動けるのであれば、市内の業者に優先してお願いすることになるのですが、市内の業者で足りなければ、その被災状況によりますけれども、県内のほかの自治体もしくは県内でも人手が足りなくなれば、近くの県の業者などをお願いしたいと考えております。

○委員長（蛭名正樹委員）　ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員）　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員）　意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（蛭名正樹委員）　次に、案件2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員）　御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前10時31分　休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、

ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を建設常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

【午前10時36分 開議】

○委員長（蛭名正樹委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「土木・河川等の維持・整備について」「都市計画道路等の都市基盤整備について」「街づくり支援制度等の整備について」「地域公共交通施策等について」「住宅・建築施策等について」「上下水道事業等について」を閉会中の継続審査として決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時37分 散会】